

『気になる!?隣の社食ごはん～社員食堂を社員の健康管理に生かしている事業所のご紹介』社員食堂紹介基準

次の ① ②の要件を満たすこと。

① 基本的要件

健康増進法第 21 条第 3 項で特定給食施設の設置者の責務において行うことと規定されている栄養管理基準を満たしていること。

② 積極的要件

- ① 対象者(給食利用者)の身体状況等を概ね把握していること。
- ② 対象者(給食利用者)の身体状況等にあった食事の提供がされる体制があること。
- ③ 対象者(給食利用者)に対し、健康や栄養に関する情報の提供を行っていること。
- ④ 会社と給食会社との間で、栄養管理面での連携がとれていること。
- ⑤ ①～④の中で、何らかの工夫をしていること。